

# 満鉄附屬地華商商務会の活動

## 開原と長春を例として

おお の たい かん  
大 野 太 幹

はじめに  
満鉄附屬地行政と附屬地商務会  
満鉄附屬地商務会の設立とその活動について  
附屬地商務会と中国側権力との関係  
おわりに

### はじめに

日本は日露戦争後、関東州租借地および長春大連間の東清鉄道南満線の経営権をロシアから引き継ぎ、国策会社である南満洲鉄道株式会社（以下、満鉄と略す）を設立して、「満洲」（以下、「」省略）における植民地経営に乗り出した。その結果、1931年の満洲事変以前の該地域は広大な中国側行政地域の中に、日本の行政権が行使される関東州租借地および南満洲鉄道株式会社附屬地（以下、満鉄附屬地と略す）、およびロシアの行政権が行使される東清鉄道附屬地が部分的に存在することとなった。つまり、該地方の中国人は地域によって、それぞれ中国・日本・ロシアの行政権下に居住し、活動することとなった。

日本における満洲を対象とする研究は、これまでにかなりの蓄積がある。しかし、日本の行政権下にあった中国人社会の動向についてはほとんど明らかにされていない。その理由には中国側史料の利用が困難であったことに加え、こ

れまでの研究は日本が満洲に対して何をしたのかを考察することが主な目的となっていたことがある。そのため、本来該地域において人口の大多数を占めた中国人の活動や中国人社会の状況について、ほとんど考察の対象とされなかった。しかし先駆的研究として、石田興平は主に北満についてであるが、特産物取引における華商の動向や中国人商業資本の実態について詳細に分析している〔石田 1964〕。また、倉橋正直は営口の華商団体である公議会の設立理由やその機能について考察しており、同論文中で満鉄附屬地の華商団体の存在についても触れている〔倉橋 1980〕。

さらに近年、日本の行政権下に活動する中国人を対象とした研究成果が発表されている。柳沢遊は植民地としての大連を考察する過程において、中国人居住者の動向を大連社会の重要な要素として取り上げ、中国人有力者の大連市政参加や大連取引所建値問題に対する華商の活動について明らかにしている〔柳沢 1999〕。松重充浩は大連の華商商務会の活動、またそれに関与した中国人のナショナリズムの実態を大連中華青年会の設立および大連取引所建値問題を背景として詳細に分析している〔松重 2001〕。これらの研究は従来、日本の支配対象、いわゆる植民地として考えられていた中国東北地方が現

実において中国人が多数を占める社会であったということ再認識させるものであり、そこに居住する中国人も受動的な被支配者ではなく、彼等の活動が該社会を構成する重要な要素となっていたことを明らかにしている。ただし、大連と満鉄附属地は日本の行政権が行使されるという点では共通しているものの、大連は遼東半島全体が関東州租借地として日本の支配下にあったのに対し、満鉄附属地は満鉄という日本の国策会社を通して日本に支配されると同時に中国側行政地域とも隣接しており、その状況は異なっていた。そのため、上述の大連に関する研究成果は必ずしも満鉄附属地に居住する中国人の動向を明らかにするものではないが、日本の行政権下にある中国人の行動形態という点において多くの示唆を与えるものである。本稿では以上のような研究状況を踏まえ、これまでほとんど触れられることのなかった満鉄附属地居住中国社会の一端を、附属地内において華商により設立された商務会の動向を中心に考察する。

本稿では、まず 節において満鉄附属地の行政と満鉄附属地華商商務会（以下、附属地商務会と略す）設立の背景について考察する。 節では附属地商務会の設立過程およびその活動について、さらに 節では附属地商務会と中国側権力の関係を考察する。

なお、本稿では主な考察対象を開原・長春両附属地商務会に限定し、考察する時期は1920年代初頭までとする。開原と長春の附属地は当時、大豆など特産物の一大集散地として知られ、華商による商取引も盛んであり、附属地商務会の動向を考察する上で好個の事例を提供し得るものと考えた。しかし、満鉄附属地は各地でその特徴を異にしており、両附属地商務会の事例が

すべての附属地商務会の状況を表すものではないことは明確にしておかなければならない。また、東清鉄道附属地における華商の動向については、ロシア側行政文書の利用が不可欠であるなど史料利用上の困難が多いため本稿では考察の対象とせず、今後の課題としたい。

### 満鉄附属地行政と附属地商務会

南満洲における鉄道の敷設は、該地域の社会経済に変動をもたらした。従来、該地域の輸送形態は主に遼河およびその支流に依拠した水運と荷馬車を用いた陸運であり、主要な都市分布もそれらの交通の要衝に集中していた。しかし、巨大な輸送力を有する鉄道の出現により、主要な輸送形態は鉄道および鉄道駅への荷馬車による輸送へと変化した。それに伴い、旧来交通の要衝として栄えていた都市は衰退し、その一方で鉄道の開通により鉄道駅周辺に位置する新たな都市が勃興した〔塚瀬 1993, 第三章；曲 2001, 第一編〕。ことにロシア、後に日本の行政権が行使される鉄道附属地の出現は、近隣の中国社会に変動を促すものであった。

日本は日露戦争後、1905年の日露講和条約に基づいてロシアから「長春（寛城子）旅順口間ノ鉄道及其ノ一切ノ支線並同地方ニ於テ之ニ附属スル一切ノ権利、特権及財産」を引き継ぐこととなり、翌年の日清満洲善後条約によって日本がロシアから引き継いだ諸利権を清国政府に承認させた〔外務省 1965, 246, 253〕。鉄道附属地はこれら利権のひとつであり、鉄道の保全を目的として線路両側に設定された帯状の土地と、各停車駅前に設けられた市街地経営用の土地のことである。鉄道の保全を目的とする線路両側

の帯状の土地は、ドイツが経営する膠済鉄道やフランスが経営する瀋越鉄道など、中国における他の借款鉄道にも見られたが、市街地経営用の鉄道附属地は東清鉄道および南満洲鉄道にのみ認められた、他に例を見ない特殊な権益であった。さらに重要なことは、1896年の清国政府・露清銀行間に締結された東清鉄道建設及び経営に関する契約で、鉄道附属地におけるロシアの絶対的排他的行政権行使が認められていたことである。その後、東清鉄道南満線は日本に引き継がれて満鉄線となり、その結果満鉄附属地においては日本の絶対的排他的行政権が行使されることとなった。満鉄附属地においては警察権を関東都督府（のち関東庁）、司法権を日本国領事が管轄することとなった。そして、日本政府の命令により満鉄が土木・教育・衛生など

の一般行政を担当することとなり、それに要する経費を公費として附属地居住者から徴収する権利を認められた〔南満洲鉄道株式会社 1919, 21-26, 691-697；宮坂 1965；宓 1980, 433-435〕

このようにして、満鉄附属地の住民は満鉄の一般行政下に置かれることとなったが、附属地には当初から日本人以外の住民、つまり中国人とその他外国人が少なからず居住していた。満鉄は1907年9月28日に「附属地居住者規約」を制定し、「鉄道附属地内ニ於テハ何レノ国人ヲ問ハス同様ノ待遇ヲ受クヘキハ勿論ナルニ付共ニ規約ヲ厳守シ和親協同ヲ旨トスヘキコト」を明言していた〔南満洲鉄道株式会社 1907〕表1は主要な満鉄附属地の中国人および日本人人口を挙げたものだが、これによると中国人人口は日本人人口に匹敵するか、あるいはそれを上回

表1 満鉄附属地居住者戸数・人口

	開原		長春		瓦房店		奉天	
	中国人	日本人	中国人	日本人	中国人	日本人	中国人	日本人
1908年3月末	22戸 193人	55戸 155人	70戸 685人	295戸 725人	30戸 196人	374戸 793人	111戸 984人	297戸 981人
1912年3月末	267 3,347	148 449	523 4,778	879 2,841	595 1,549	514 1,471	221 1,109	1,262 3,460
1916年3月末	1,389 9,050	524 1,508	1,213 9,615	1,140 3,749	764 2,771	662 1,969	337 2,648	1,683 5,015
1920年3月末	2,043 12,588	793 2,079	1,829 17,523	1,777 6,698	1,169 5,038	859 2,455	1,697 7,255	3,741 10,855
1924年12月末	1,999 15,192	706 2,516	2,444 19,290	2,212 8,131	1,340 7,093	809 2,702	1,945 12,981	3,901 16,777
1928年12月末	2,020 18,437	664 2,644	3,612 26,538	2,520 9,543	1,354 7,556	757 3,210	2,839 19,698	4,620 20,570
1932年12月末	2,680 18,148	626 2,611	3,834 26,570	3,639 16,232	1,520 8,890	971 3,519	3,244 20,225	7,238 32,379

（出所）南満洲鉄道株式会社編『統計年報』（復刻版1991年，龍溪書舎）各年度。

（注）開原の1908年と1912年は、南満洲鉄道開原地方事務所（1926, 3-4）。開原の1908年は1907年11月末の数字。

表2 満鉄附属地居住中国人職業別戸数

職業別		1910年3月末			1920年3月末		
		戸数	人口		戸数	人口	
			男	女		男	女
公務・自由業	官公吏・会社員	38	288	7	5,975	10,412	2,599
	衛生	27	118	4	28	110	25
	宗教・教育	4	15	8	34	64	32
	娯楽	0	84	0	44	168	1,034
	其他	0	0	0	8	30	7
	計	69	505	19	6,089	10,784	3,697
工業	飲食物製造	-	-	-	29	1,067	21
	被服・身装品製造	76	227	20	174	980	131
	諸器具製造	7	42	15	300	1,143	238
	建築	107	728	30	666	2,374	364
	其他	44	491	14	82	2,440	69
	計	234	1,488	79	1,251	8,004	823
商業	飲食物販売	261	969	39	838	8,251	540
	被服・身装品販売	6	38	0	1,167	7,690	678
	物品販売	267	826	26	591	2,962	359
	旅館・飲食店	329	1,518	72	699	6,834	826
	金融・倉庫・其他	89	679	8	-	-	-
	金融・貸家業	-	-	-	415	2,445	265
	周旋・仲買業	-	-	-	137	982	130
	其他	-	-	-	732	3,815	522
	計	952	4,030	145	4,579	32,979	3,320
農業	331	1,209	957	323	1,464	983	
交通業	45	807	11	378	2,546	196	
日雇労働者	419	6,931	194	2,077	29,754	2,446	
芸妓・酌婦	-	-	-	0	0	366	
其他有業者	1,055	2,999	39	790	3,892	963	
無職・其他	55	1,026	30	404	488	338	

(出所) 南満洲鉄道株式会社編『統計年報』明治43(1910)年度(復刻版), 422. 同大正9(1920)年度(復刻版), 639-640。

(注) 表中の - は両年の統計に共通する項目がない場合を示す。

っており、しかも年々増加していたことがわかる。

表2は1910年と20年における満鉄附属地居住中国人の職業別統計を挙げたものである。これ

によると、1910年において商業従事者は日雇労働者に次いで第2位の人口を占めている。そして、1920年には商業従事者が人口の第1位を占めるに至っている。なお、日雇労働者は糧棧

(穀物商)などに雇用される「日工」、あるいは荷役労働者、建設労働者と考えられる。満鉄は鉄道貨物の荷役労働および附属地整備の建設労働に請負制を採用し、労力請負業者に労働者の斡旋を任せていた〔加藤 1926, 839-844; 南満洲鉄道株式会社 1930, 第二章〕。日雇労働者は1920年には戸数2077, 人口3万2200(男女計)であり, 1戸当たり人口は約16人となり, 労働者収容施設などに居住していたと推測される。また, 1920年に戸数で第1位を占める官公吏・会社員については, その多くが満鉄あるいはその他企業の社員であったと思われる。官公吏・会社員は戸数5975に対して人口1万3011(男女計)で, 1戸当たり人口は約2人であり, その多くが社宅住まいであったと推測される。このように, 満鉄附属地は中国人にとって新たな一大就業機会を提供するものだったと言えるだろう。そして, 附属地に居住する中国人の多くが商業に従事していた。

上述のように, 満鉄附属地には商業に従事する多くの中国人が流入していたが, 彼等は各附属地で商務会を設立した。表3は1928年当時, 各附属地に設立されていた附属地商務会を列挙したものである。なお, 表中の「設立年月日」は満鉄が認可した時期であり, 商務会が設立された時期を表すものではない。表3のうち, 開原・長春・公主嶺・双廟子・四平街・昌図・范家屯は大豆などの特産物集散地として栄えた附属地であり, これらの都市における商務会設立が時期的に早かったことは, 商務会と特産物取引の間に密接な関係があったことを示唆している。例えば, 開原や長春, 公主嶺では商務会が特産物の取引制度を整備し, 取引所を設立するなどして特産物取引の円滑化を図っていた〔外

表3 満鉄附属地商務会(1928年)

名称	設立認可年月日	会員数
開原華商公議会	1912年8月20日	345名
長春頭道溝商務会	1913年2月10日	180名
公主嶺商務会	1914年7月3日	48名
双廟子商務会	1914年9月15日	
四平街商務会	1919年5月28日	136名
草河口商務会	1921年7月20日	
瓦房店商務会	1923年7月10日	123名
昌図附属地商務会	1924年2月9日	24名
范家屯商務会	1925年1月16日	38名
海城附属地商務会	1925年1月16日	37名
熊岳城附属地商務会	1925年1月30日	70名
安東附属地商務会	1925年7月20日	24名
奉天南満站中華商務会	1926年6月4日	291名

(出所)南満洲鉄道株式会社(1928, 919-925)。

(注)空欄は不明。

務省通商局 1915a; 1915b; 小石 1926, 34〕。附属地における特産物取引の発展は満鉄の附属地経営にとって重要なことであったため, 上述のような商務会の活動は満鉄の是認と賛助のもとに行われていた〔塚瀬 1997, 25〕。例えば公主嶺においては, 当初特産物取引市場は附属地に隣接する中国人街にあったため, それを附属地内に誘致するために満鉄公主嶺經理係主任は華商を説いて商務会を設立させ, その経営の下に取引市場を経営させていた〔南満洲鉄道株式会社地方部地方課 1915, 55〕。

以上のように, 満鉄は華商商務会の活動が附属地商業の発展に寄与することを期待し, 1913年に「附属地商務会通則」を制定して, 附属地商務会を監理した〔南満洲鉄道株式会社 1913〕。同通則では附属地商務会の事務内容や人事に対する満鉄社長の監督権, 解散を命じる権利などが明記されていた。しかし, 同通則はあくまで一企業である満鉄が制定したものであり, 当時

の認識によれば附属地商務会は法的な根拠のない非法人団体であった〔内海 1921〕。ただ、同通則は一企業が制定したものという限りでは、形式的には日本民法法との直接的な対応関係を持っていなかったが、満鉄は附属地を全体として支配していたため、華商団体に対しては実質的に法的な規定としての拘束力を持って執行されていたと言えるだろう。

中国においては1904年の清朝政府による商会簡明章程制定以降、商会はすべて商会法規に準拠して設立されることになっていた。中国側の商会法規においては、商会の設立および役員決定に監督官庁の認可が必要だった。1904年の商会簡明章程では商会総理および各役員決定後、商部に報告し審査を受けることが規定されていた〔彭 1995, 972〕。中華民国政府制定による1914年の商会法では商会設立に際し「管理責任を負う地方長官に申請し、地方最高行政長官を経て農商部に報告し許可された後、はじめて設立し得る」と規定されていた〔中国第二歴史檔案館 1991, 799〕。しかし、満鉄附属地においては日本が絶対的排他的行政権を主張していたため、商務会の設立にあたり中国側商会法規の規制を受けることはなかった。

満鉄は「附属地商務会通則」において、「商務会八会社附属地商工業ノ発達ト商工業者ノ親和ヲ図ルヲ以テ目的」とし、(1) 商工業に関する事項に関し会社の諮問に応じまたは商工業の利害に関する意見を表示すること、(2) 商工業の状況および統計を調査発表すること、(3) 当業者の委嘱により産業に関する事項を調査または商品の産地、価格等を証明すること、(4) 関係者の希望により商工業に関する紛議を仲裁すること等を規定し、附属地商工業の発達に寄与

することを求めていた〔南満洲鉄道株式会社 1913〕。また、満鉄は附属地商務会に対し、自らの附属地行政を補助する役割を期待していた。例えば、前述のとおり満鉄は附属地経営にあたって居住者から公費を徴収していたが、開原附属地においては附属地商務会会長を公費区長に任命し、中国人居住者からの公費代徴を依頼していた〔南満洲鉄道株式会社総裁室地方部残務整理委員会 1939b, 22〕。公主嶺附属地においては、同附属地西南端地区が附属地外中国人街に通じる場所だったことから華商が来集していたため、満鉄は関東庁警察当局と協議した結果、1924年8月に満鉄公主嶺地方事務所管理の下に露天市場を作り、その監督を公主嶺附属地の商務会に委託した〔南満洲鉄道株式会社総裁室地方部残務整理委員会 1939b, 309〕。また、公主嶺・范家屯・安東各附属地においては附属地商務会が夜警を設置し附属地内警備にあたるなど、附属地の治安維持にも尽力していた〔南満洲鉄道株式会社 1928, 920-924〕。

以上のように、中国人により設立されながら日本の行政権下に存在し、日本側行政の一端をも担うという特殊な性質を持った附属地商務会は、いかなる必要性から設立され、どのような存在意義を持っていたのだろうか。

## 満鉄附属地商務会の設立とその活動について

ここでは開原・長春両附属地商務会を実例として取り上げ、その設立過程や活動などを見ていくこととする。

### 1. 開原華商公議會

開原県は奉天省(現在の遼寧省)北部に位置し、

東には東山地方と呼ばれる大豆や高粱など特産物の一大生産地があり、開原県の県城(県公署所在地)である開原城は、鉄道敷設以前は特産物集散地として栄えていた。開原駅とその附属地は開原城から南西約10キロの場所に設定された。開原附属地が設定された地域はもともと孫家台と称され、人家もまばらな寒村であったが、ロシアが鉄道を敷設し附属地を開設すると輸送の利便性から特産物の集散地として重視され多くの華商が集集した。しかし、東清鉄道時代に開原附属地に流入した華商は日露戦争が勃発すると戦禍を恐れ、この地を離れていった[田中囑託 1910]。その後鉄道が日本の所有となり、満鉄による附属地整備が行われると「輸出入ノ貨物短時日ノ間ニ市場ニ上ルノ至便ヲ得豆問屋油房等着々鉄開原(開原附属地 引用者)ニ其店舗ヲ開ク」に至った[吉雄 1908, 6]。その結果、もとの特産物集散地であった開原城は次第に衰退した。一方で開原附属地の発展に伴い、附属地に隣接する中国側行政地域である小孫家台にも多くの華商が流入していた。

開原附属地への華商流入は、輸送の利便性に加え「(中国側 引用者)各種税課ヲ免セラルルヘキヲ予期シ驀進的來住ヲ試ミタルコト」がその理由であった[田中囑託 1910]。そうして流入した華商は1910年2月頃商業機関を設立することを決し、名称を開原華商公議會(以下、華商公議會と略す)とした。表4は設立当初の華商公議會の会員を挙げたものであるが、これによると大半が糧棧あるいは油房(大豆油製造業)など特産物に関わる事業に従事しており、もともと開原城やその他の都市に本店を有する商店であったことがわかる。また、附属地外の小孫家台に店舗を構えていた商店もその構成員に名を連

ねており、華商公議會の活動範囲が附属地内に止まらず、中国側行政地域である小孫家台にも及んでいたことを示している。

華商公議會はその設立理由として、「嘗テ聞ク国際交渉互ニ相重ンシ以テ商家貿易ヲ定約シ立テ、成章アラサルナシト、之ヲ商法ニ考ルニ中外皆同社会ノ中団体ヲ結ンテ以テ信義ヲ昭ニシ外交上友誼ヲ敦フシテ而シテ商規ヲ重ニス、前ニ我開原停車場日本ノ経営ニ歸シテヨリ以来東邊(掏鹿, 山城子, 海龍城地方)数鎮各街道ヨリ遠商近買來り棋布星羅(密集の意 引用者)シ、我糧棧亦愈拡張ヲ見ハス、設ケテ成規アルニアラサレハ遠客必ラス疑義ヲ滋クスヘシ」と述べ、各種取引における手数料や特産物の倉庫保管料・度量衡などを規定した取引規約を設け特産物取引を監理し、さらに「凡ソ同業者タル者恪遵替ルコト勿レ、若シ私ニ章ヲ定メ成約ニ遵ハサルモノアリテ查出セラル、トキハ之ヲ同業者ヨリ除名ス」と規定していた[田中囑託 1910]。華商公議會は設立当初、特産物取引に関わる華商の同業行会的な側面を持っていたと考えられる。

その後、年を経るとともに開原附属地に居住する華商は増加し、その職種もまた多様化したため、華商公議會の性質もそれに依じて変化していった。『開原県志』によれば、華商公議會の傘下には、特産商組合・錢糧經紀人(仲買人)組合・雜貨商組合・糧車商組合・馬車組合・人力車組合・理髮所組合・妓館組合があった[李 1929, 卷二商埠 39-41]。また、華商公議會は会員間の紛議の仲裁・解決や会員の資産信用状態調査などを行い、附属地商業の秩序維持を担っていた[南滿洲鉄道株式会社 1928, 921]。当初、特産商の同業行会的性質が強かった華商公議會は、

表4 開原華商公議协会会员（1910年2月）

商号	所在地	本店	業種
會源祥	開原附屬地	開原城	糧棧
永逢昌	開原附屬地	開原城	糧棧
魁盛東	開原附屬地	開原城	糧棧
世興達	開原附屬地	開原城	糧棧
同興棧	開原附屬地	開原城	糧棧
復有棧	開原附屬地	開原城	糧棧
增益通	開原附屬地	開原城	糧棧（油房業兼営）
萬合成	開原附屬地	開原城	油房業
義盛源	開原小孫家台	開原城	糧棧（油房業兼営）
源盛發	開原小孫家台	開原城	糧棧（油房業兼営）
四合棧	開原小孫家台	開原城	糧棧（油房業兼営）
廣興裕	開原小孫家台	開原城	糧棧（油房業兼営）
大有棧	開原小孫家台	開原城	油房業（運送業兼営）
東永茂	開原附屬地	營口	糧棧
晋泰豊	開原附屬地	營口	糧棧
義増泰	開原附屬地	通江口	糧棧（運送業・綿布商兼営）
巨有徳	開原附屬地	鉄嶺	糧棧
同泰興	開原附屬地	掏鹿	糧棧
同泰豊	開原附屬地	營口・開原城	綿布商
人和盛			油房業

（出所）田中囑託（1910），南滿洲鉄道株式会社（1910，183-186）吉雄豊（1908），南滿洲鉄道株式会社（1915，14-16）。

（注）空欄は不明。

後に附屬地華商の全業種を網羅する商業団体へと成長していったのである。近代において中国の商業団体は閉鎖的・独占的な同業行会から，地域の商工業者を網羅し商業秩序維持を効能とする商会へと発展していった〔虞 1993，上編〕。華商公議会は近代中国の商業団体と同様の軌跡を描いていたと言える。

## 2．長春頭道溝商務会

長春城は元来県公署の所在地である県城ではなく，19世紀以降商業の中心地として発展した。ロシアは東清鉄道南滿線を敷設すると，長春城の北約5キロの寛城子に停車駅を設け附屬地を

設定した。日本は日露戦争後，ロシアから東清鉄道南滿線の寛城子駅以南を引き継ぐこととなったが，同駅の帰属を巡って日露両国間に解釈の違いがあり，結局交渉の結果同駅はロシアの帰属となった。そのため満鉄は寛城子駅の南側，すなわち長春城の北側に位置する頭道溝と呼ばれた地域を買収し，そこを満鉄長春駅および鉄道附屬地に設定した。こうした日本側の動きに危機感を持った中国側地方官憲は，満鉄附屬地の繁栄を奪う目的で附屬地の南側に商埠地と呼ばれる商業区域を設定した。その結果，長春附屬地は商埠地を挟んで，長春城と隣接すること

となった〔外務省通商局 1920, 525-530; 加藤 1926, 25-26〕

長春附属地にも開原附属地と同様、輸送の利便性や中国側の徴税を免れることなどを理由に長春城内などから多くの華商が流入した〔泉 1912, 179-181〕。その背景には満鉄による附属地への華商誘致策もあった。満鉄設立後、特産物を自鉄道に吸収させようとする東清鉄道と満鉄の間で運賃低減競争が起こるなど両鉄道は対抗関係にあった〔石田 1964, 499-502〕。満鉄にとって長春附属地における特産物取引の発展は、東清鉄道に対抗して特産物を自鉄道に吸収するという目的上重要なことであった。満鉄は華商誘致策の一環として、長春附属地市街計画の第一期計画において附属地内の31%を糧棧地区に設定していた〔加藤 1926, 29〕。糧棧は大豆など特産物の取引や保管、またそれを運んでくる農民や運送業者のための荷馬車停車地として広大な敷地を必要としていたため、それが完備されていることは糧棧の活動にとって必要不可欠な条件であった。

長春附属地に流入した華商は1909年8月、「商業取引上ニ於ケル相互共同ノ利益ヲ増進シ弊害ヲ除去スル目的ヲ以テ」長春頭道溝商務会（以下、頭道溝商務会と略す）を設立した〔南満洲鉄道株式会社地方部地方課 1915, 24〕。表5は1912年8月現在の頭道溝商務会会員を挙げたものだが、これを見ると会員の多くが長春城内やその他の都市に本店を有する商店の代表者であったことが分かる。また、多くが糧棧や運送業といった特産物取引に関わる業種であった<sup>(注1)</sup>。なお、錢舗（両替商）は一種の金融機関であったが、該時期の中国東北地方では各地で流通する通貨が異なり、特産物取引の際、通貨の両替

が不可欠であったため、やはり特産物取引に関わる業種であった。長春では吉林官銀号発行の吉林官帖、朝鮮銀行発行の金票、横浜正金銀行発行の鈔票、さらにはロシア貨幣も流通していた。吉林官帖は主要通貨として用いられ、糧棧が奥地農村で生産者から特産物を買入れる場合、吉林官帖で決済された。しかし、長春附属地においては鈔票が主要決済通貨として流通していたため、日本人と取引する場合は鈔票で行われた。そのため糧棧は取引後、特産物の購入資金として鈔票を再び吉林官帖に両替しなければならなかった〔南満洲鉄道株式会社地方部地方課 1915, 32-40〕

頭道溝商務会は1911年4月に糧行（穀物取引所）を満鉄経理係主任監督の下に設立し、また12年5月には錢行（貨幣取引所）を設立して、取引の円滑化と市場の秩序維持を図った。これら取引所において取引人の資格を得るには、頭道溝商務会会員として身元保証金を同商務会に供託する必要があった〔外務省通商局 1915a, 3-4; 南満洲鉄道株式会社 1919, 895-896〕。長春においても開原同様、特産物取引と附属地商務会の関係は密接であり、当初は同業行会的な意味合いが強かったと言える。しかし、頭道溝商務会は1918年当時の同会章程において「本会ニ錢行、粮行、雜貨行、当（質屋）行、転運（運送業）行、其他必要ニ因リ一業体ニ付各々行（組合）ヲ設ケ一定ノ規約ニ拠リ会員共同ノ利益発達ニ必要ナル事項ヲ企図施行スルモノトス」（カッコ内、引用者）と規定しているように、長春附属地の華商全体を包含する組織となっていた〔山内 1918〕。また、頭道溝商務会も貸借関係から生じる紛擾の調停や破産商舗の整理などを行い、附属地における商業秩序維持に貢献していた

表5 長春頭道溝商務会会員（1912年8月）

商号	業種	本店	執事	商号	業種	本店	執事
福通棧	糧棧	長春城内	李子鸞	東永茂	糧棧	営口	李煥章
公升長	糧棧	長春城内	鐘漢臣	晋泰豊	糧棧	営口	趙景雲
東發棧	糧棧	長春城内	梁景揚	双和棧	糧棧	大連	王宗亭
萬億棧	糧棧	長春城内	郭申甫	天興福	糧棧	大連	邵乾一
萬德公	糧棧	長春城内	李蔭棠	日清油房	糧棧	大連	楊兆蘭
廣順泰	糧棧	長春城内	李慎言	吉盛棧	糧棧	大連	常樺南
益發合	糧棧	長春城内	白膨三	福興義	錢舖	長春城内	才友亭
廣益棧	糧棧	長春城内	王栄廷	謙益慶	錢舖	長春城内	史麟閣
廣盛店	糧棧	長春城内	徐漢亭	協成玉	錢舖	長春城内	劉恩普
廣遠店	糧棧	長春城内	鞏德恒	萬增慶	錢舖	長春城内	孫桂林
萬發興	糧棧	長春城内	雲聘儒	會成興	錢舖	長春城内	張慶祥
萬發東	糧棧	長春城内	張輯五	義和長	錢舖	長春附屬地	李鶴千
興順茂	糧棧	長春城内	宋際春	謙益泰	錢舖	長春附屬地	李耀先
萬興棧	糧棧	長春城内	牛雲峰	永盛源	錢舖	長春附屬地	高佐周
萬泰棧	糧棧	長春城内	傅品三	聚升義	錢舖	長春附屬地	丁開梅
東順棧	糧棧	長春城内	賈向陽	永源長	錢舖	長春附屬地	王錫三
德發糧棧	糧棧	長春城内	何耀章	協亨貞	錢舖	長春附屬地	劉冠羣
謙益東	糧棧	長春城内	趙香亭	福興号	錢舖	長春附屬地	姚春亭
協和棧	糧棧	長春附屬地	馬玉軒	義升慶	錢舖	長春附屬地	楊清山
三盛棧	糧棧	長春附屬地	李春圃	謙益祥	錢舖	長春附屬地	姚慶年
巨阜達	糧棧	長春附屬地	劉雲五	吉盛福	錢舖	長春附屬地	張雲吉
發記東	糧棧	長春附屬地	安明遠	永玉達	錢舖	長春附屬地	祖達三
萬增棧	糧棧	長春附屬地	邢麟閣	景星東	錢舖	長春附屬地	祖佐卿
裕昌源	糧棧	長春附屬地	劉麟閣	永興号	錢舖	長春附屬地	周運昌
大成棧	糧棧	長春附屬地	戚舒廷	世合棧	運送業	長春附屬地	譚子久
會昌源	糧棧	長春附屬地	惠景周	同義棧	運送業	営口	李春泉
發記糧棧	糧棧	長春附屬地	王振聲	廣隆棧	運送業	鉄嶺	王翰臣
義德棧	糧棧	長春附屬地	傅芳萃	新泰興	運送業	天津	閻子翼
慶昇棧	糧棧	長春附屬地	楊輔臣	大通棧	運送業	奉天	孫俊傑
吉長祥	糧棧	長春附屬地	李奎辰	恒慶永	運送業	臨榆県	周子丹

（出所）泉（1912，181-186）。

[南滿洲鉄道株式会社 1928，919]

開原・長春兩附屬地における商務会は特産物取引における必要性から附屬地華商が設立したものであり、その活動は附屬地における特産物取引の発展を望む滿鉄の意向に添うものでもあ

った。しかし、すでに述べたように附屬地商務会は、設立に際し中国側権力の認可を必要とするという中国側商會法規に合致しないものであった。そのような附屬地商務会の存在を中国側権力はどう認識し、また附屬地商務会は中国側

権力といかなる関係を有していたのだろうか。  
なお、ここで言う中国側権力とは県公署や税捐局などの地方行政権力を指す。

### 附属地商務会と中国側権力との関係

ここでは附属地商務会と中国側権力との関係を見ていくこととする。それを示す具体例として、附属地商務会による中国側諸税代理徴収と社会公共事業の実施を取り上げる。

#### 1. 附属地商務会による中国側税金代理徴収

すでに述べたように、日本側は満鉄附属地における絶対的排他的行政権を根拠に附属地への中国側権力の干渉を認めなかった。そのため、日本側の見解では附属地内で活動する華商が中国側税金を納める必要はなく、そのことが附属地への華商流入の大きな要因となっていた。しかし、中国側権力の見解は日本側と異なり附属地華商への課税を試みていた。その状況について、当時の外務大臣小村寿太郎は「清国官憲八従来動モスレハ右ノ規定（東清鉄道に関する契約

引用者）ヲ無視シ或ハ鉄道附属地内ニ於ケル清国人ニ租税ヲ賦課セムトシ」と苦情を述べている〔小村 1909〕。実際、附属地華商はまったく中国側税金を納税していないわけではなく、附属地華商の中国側税金納税は附属地商務会の代理徴収という形で行われていた。

開原附属地においては「清国孫家台税分局員ガ時々我カ警察ノ眼ヲ盗ミテ進入シ附属地清商ヨリ窃ニ各種營業税ノ徴収ヲ遂ケツゝア」った。また、「清国ガ巡警数十名ヲ警戒ノ名ノ下ニ全附属地内ニ入ラシメタキ希望ヲ以テ先ツ全地清商ヲシテ規定税率以外ニ毎年二千元ヲ附属地内巡警費トシテ負担センコトヲ命シ後我官憲ニ向

ツテ協議スル処アリシモ我官憲八其弊害ヲ顧慮シ断然之ヲ拒絶シタルニモ不拘尚ホ引続キ前項二千元ヲ全名目ノ下ニ徴収セントシタル形跡」があった。満鉄附属地と中国側行政地域との間には明確な境界はなく、中国側当局員の進入を阻止することは容易ではなかった。こうした中国側当局の動きに対し、「彼等（華商 引用者）ガ当初来住ノ目的ニ徴スルモ其当然何レニ歸スヘキモノナルヤモ其性質ヲ究メス之ニ盲従スルハ潔トセサル所ナルモ只彼等商業基礎稍々固定セル今日ニ至リテハ其何レニ歸スルヲ問ハス強テ納税ヲ拒ムカ如キコトナ」かった〔田中囑託 1910〕

そうした状況において、華商公議会は附属地華商から学税を代理徴収していた。学税とは穀物の売買高に対して課せられる教育税であり、「開原県公署ガ当地支那糧棧ヨリ穀物百石ノ売買ニ付二十吊（小洋ニ換算スレバ二元七十七銭）ノ率ニヨリ当地華商公議会ニ之ガ徴収方ヲ一任シ」ていた〔田中在鉄嶺領事 1924〕。これについて在鉄嶺領事は「各特産商ヨリ売買高ヲ公議会ニ報告セル、数量モ正確ナルモノニ非ズ各商店ノ勝手ニ報告セル数量ニヨリ代收セルモノナリ」と報告し、華商公議会が中国側税金の代理徴収を行っていることについては「直接附属地内ニ立入りテ徴税ヲ為サザルニ於テハ黙過シ居ル方」却テ支那商方面ノ為ニハ利益ニアラザルカト思料セラル」と述べている〔田中在鉄嶺領事 1924〕

前述のとおり、中国側当局員が直接附属地内に入って徴税を行い、またそれに従わない者に圧力を加えることは事実上可能であった。そのため、華商は中国側の課税権が及ばないとされた満鉄附属地にありながら中国側税金を納税し

ていた。しかし、その税額は自己申告によるなど曖昧で、附属地華商にとっては直接徴税されることに比べて少ない税額で済ませることができた。一方、中国側当局も附属地内に進入して徴税を行うことは日本との間に外交問題を惹起する恐れがあった。開原附属地の華商は中国側権力との関係悪化を避けながら、附属地居住という利点を利用していたのである。

長春附属地の頭道溝商務会は営業税および銷場税の代理徴収を行っていた。両税はいずれも穀物の売買に課される税であり、営業税は地方税、銷場税は国税に属し、営業税は買手、銷場税は売手が納税することとなっていた〔満蒙文化協会 1922, 117〕。日本領事の報告によれば、「附属地ニ於テスラ現ニ大豆取引ニ際シ営業税ヲ払ヒツヽアル次第ナレハ公然トニアラサルモ附属地内商務会カ内々商人ヨリ之ヲ取立テ支那ニ納メツヽア」った〔松原 1911〕。ここで、例として1924年4月分の頭道溝商務会による営業税代理徴収の実績を見ていくこととする。4月は東北特産物市場においては夏枯れ期直前であり、また解氷期でもあるため、特産物の移入は最盛期に比べ減少するが、長春附属地においては4月にも毎年一定量の取引があり、実証例とするに足ると考えた〔満蒙文化協会 1922, 145-146〕。同月の頭道溝商務会による営業税の代理徴収税額は4万5207吊64文で、長春営業税公所が徴収した全税額16万6558吊734文のうちの約37%を占めていた。しかし、頭道溝商務会は代理徴税の経費として徴収した税額の2割を、また移動のための馬車費として1000吊を受け取ることとなっていた。そのため、実際に納入した税額は経費として徴収額の2割、9041吊413文と馬車費1000吊を差し引いた3万5165吊651文

であった。なお、馬車費は手当金（津貼）とも称され、納税の際の移動費手当と考えられる〔長春営業税公所 1924〕。

銷場税についても「附属地内ノ支那商務会ニ於テ税額ヲ一括シテ支那税捐局ニ納入スル方法ヲ執リ附属地内支那商人ハ売手タル百姓ニ代リテ税金ニ当ル額ヲ商務会ニ届出テ納付セシメ居」た〔西 1925〕。頭道溝商務会による銷場税の代理徴収は、「華商が租界に隠れ住み、外国人に頼って納税を拒んでいることへの対策」として、1914年11月に当時の吉林省財政庁長饒昌齡が発案したもので、「該処商会（頭道溝商務会 引用者）を通じて華商に現行の銷場税牙税<sup>（注2）</sup>等について均しく納税することに同意させ、また該処商会中、李子鸞等が徴収を担当し、月ごとに長春税局に送付する」こととした。これについて饒昌齡は「事を処理するに適切であり、該商会李子鸞等もまた大義をよくわきまえている」と褒め、「徴収した税金の内、十分の一を該商会の経費を補助するために分け与える」こととしていた〔劉 1917〕。しかし、頭道溝商務会は「近年、商人ことごとく隱匿を考え、弊害が続出している。本会はこれを鑑み、速やかに改良を考え、度々会議を開き商人を戒め導き、粮商の中から選挙で合格した商人二十名を交代で当番させ銷場税を査察させることとし、べつに本会は総調査員一名を用い、互いに真摯に処理することとした」が、「銷場税を査察するのに本会が代理徴収するには元々一割の経費があったが、現在使用する人員は比較的多く、費用も頗る巨額なため」費用の不足を補うために経費を1割から2割に引き上げるよう、書簡で長春税捐局を通じて吉林省財政庁長劉彭寿に求めた。この要望に対し劉彭寿は「調査の結果、長春頭道溝

商務会の税代理徴収は真摯であり、今始めようとしている商人の相互査察は経費が増大し、元の経費一割では費用が足りない」として、1918年1月より経費を2割に引き上げることを認めた〔劉 1917〕

以上のように、頭道溝商務会は代理徴税を組織的に行っていた。その背景には、史料中に吉林省財政庁長が頭道溝商務会を通して華商に納税を認めさせたとあるように、中国側権力の圧力があつたと考えられる。前述のとおり、長春は満鉄附属地と城内が商埠地を挟んで隣接し、一つの商業圏を構成していた。そして表5で挙げたように、附属地内華商の多くが城内に本店を有する商店の代表者であつた。中国には同一の資本主(財東)の出資により各地に様々な業種の商店を有する、聯号と呼ばれる商業資本組織

が存在していた〔石田 1964, 227-234〕そして、長春においては多くの商店の聯号が附属地と城内にまたがって商業活動を行っていた〔長春調査員 1926, 9-18〕。そうした聯号組織の存在は、長春附属地の華商が聯号を通して中国側権力の圧力を受けていた可能性を示唆している。表6は1922年4月現在の頭道溝商務会役員を列挙したもののだが、この中にも附属地と城内を活動範囲とする商店の代表者が含まれている。既出の李子騫はもともと長春城内の糧棧・福通棧の附属地支店の執事であり、頭道溝商務会の初代総理でもあつた〔福田 1913, 77〕。その後、李子騫は1914年に福通棧から永衡通に移つたが、永衡通は官商筋糧棧と呼ばれる吉林官銀号出資の糧棧であり、吉林省財政庁と近い関係にあつた〔南満洲鉄道株式会社庶務部調査課 1928b, 30-32〕

表6 長春頭道溝商務会役員(1922年4月)

氏名	役職	商号	業種	本店
王玉堂	総理	協和棧	糧棧	長春附属地
王荊山	協理	裕昌源	糧棧・製粉業	長春附属地
曲樂亭	協理	源昌号	糧棧	
李子騫	董事	永衡通	糧棧	長春附属地
孫秀三	董事	益發合	糧棧・油房業	長春城内
鞏徳恒	董事	廣遠北	糧棧	長春城内
王明遠	董事	三盛棧	糧棧	長春附属地
張青山	董事	大同棧	糧棧	長春附属地
李金章	董事	實業糧棧	糧棧	長春附属地
馬子九	董事	裕昌和	糧棧	長春附属地
董子山	董事	萬合公	糧棧	長春附属地
楊煥亭	董事	日升棧	旅館業	長春附属地
李煥章	董事	東永茂	糧棧	営口
邵乾一	董事	天興福	製粉業	大連
王子敬	董事	双和棧	糧棧	大連
王翰臣	董事	廣隆棧	糧棧	鉄嶺

(出所)『盛京時報』1922年4月6日, 泉(1912, 181-186), 満蒙文化協会(1922, 227-230)。

(注)空欄は不明。

孫秀三は長春城内に本店を有する益發合の經理（経営者）であり、城内長春総商会の董事を務めた経験もあり、後に長春総商会の会長となる人物である〔田辺 1924, 495-496〕。鞏德恒が代表者である廣遠北の城内本店・廣遠店の經理史煥亭は1916年以降長春総商会董事、同副会長を歴任した人物であり、22年当時は長春総商會會長を務めていた〔田辺 1924, 494-495；滿蒙文化協會 1922, 153〕。吉林省の財政当局および徴税機關は、これらの人物を経由して頭道溝商務會に影響力を及ぼしていたと考えられる。それに対し、頭道溝商務會は組織的に代理徴税を行うことで中国側当局との関係悪化を回避していた。また代理徴税の実施には中国側権力のさらなる収奪を防ぐ意味もあったと考えられる。そして経費の引上げ承認に見られるように、中国側当局も頭道溝商務會の代理徴税を評価していた。

## 2. 附屬地商務會による社会公共事業

中国においては明末以降、同業ギルドなどの商人団体が治安・衛生・教育などの社会公共事業を担うことが多かった。それは商業団体の構成員の名声を高めるものであり、また本来政府が行うべき事業を民間が補完するものでもあった〔斯波 2002, 144-150〕。東北の商業団体もまた、中国の商業団体に特有のそうした機能を持っており、奉天や營口の公議會は治安維持や医療・衛生・貧民救済事業などを行っていた〔倉橋 1980, 24〕。また、日本の行政権下にあった大連の華商団体も同様の事業を行っていた〔松重 2001, 115-116〕。そして附屬地商務會もまた、滿鉄附屬地において社会公共事業を行っていた。こうした社会公共事業の実施については県公署などの地方行政権力との折衝は不可欠であり、そうした折衝において附屬地商務會と地方行政

権力との関係がいかなるものだったかを見ることができる。ここでは史料が比較的揃っている華商公議會の社会公共事業を例として見ていくこととする。

華商公議會はその設立以来、開原駅西側に11畝の土地を購入し、そこに共同墓地（義地）を設け、その運営にあたっていた。しかし、附屬地内の共同墓地では埋葬地の不足が問題となり拡充の必要が生じたため、附屬地に隣接する小孫家台の「郝景芳の土地十二畝、馮永興の土地八畝二分八厘」を1800円で購入することとなった。その際、慈善に用いるためとして地租を免除するよう開原県知事に求めた。これに対し、開原県知事は「地租は国家の正税である」としてこれを認めなかったが、華商公議會は地域の慈善に尽力し、開原県知事にも要望できる地位にあったことがわかる〔開原華商公議會 1924〕。

衛生に関しては、1915年に普濟醫院を華商公議會の助成金で小孫家台に設立し、19年6月には「防疫の見地から銀貨千円を拠出して駅東小孫家台に民家数軒を購入し、救済療養所を設立」し、その経費は各商店からの寄付金で賄っていた〔盛京時報 1915；1919〕。

さらに華商公議會は1917年に義学を設立し、教育にも尽力していた。義学とは義塾とも呼ばれ、民間人が資金を拠出し設立した学費免除の学校のことである。その後、1923年11月から24年2月にかけて新たに小学校設立の準備が行われ、同年5月にはその設立を見た〔李 1929, 卷六教育34〕。当時、小孫家台にはすでに開原県立の高初両級小学校があったが、同会は「貧しい家庭の子弟の多くが教育を受けられないという嘆きを聞き、該會正副會長と各董事は教育の普及を図り、人材を養成するという見地から資金

を募り、高初両級小学校を設立した〔盛京時報 1924〕。校舎は当初、華商公議會普濟医院内に併設されていたが、1925年6月には新校舎が小孫家台に完成した。新たに建設された校舎の敷地面積は8万4080平方尺であった。1927年の華商公議會小学校新入生募集広告によれば、募集人数は高級30名・初級50名、学費は無料で書籍・制服代のみ自己負担だった〔満洲報 1927〕。運営経費の基本金4万元は会長王執中と副会長馬秀升らが調達した〔李 1929, 卷六教育34〕。それに加えて、すでに述べた華商公議會により代理徴収されていた学税の一部が同会小学校の経費に充てられていた。学税は中国側当局には雑糧捐と呼ばれていたが、1917年の華商公議會による義学設立時にその一部を運営費に充てることが開原県公署と華商公議會の間で決められていた〔李 1929, 卷七地方税32〕。日本領事の報告によれば、1923年の学税総計は約8000円で「其内ヨリ同公議會ニ於テ本年新ニ設立セル国民小学校経費トシテ県公署ト協商ノ上ニ千円ヲ控除シ差引六千円ヲ県公署ニ納付」していた〔田中在鉄嶺領事 1924〕。

以上のように、華商公議會は衛生や教育などに尽力していた。それは、中国人の商業団体が元来持っている行政の不足部分を補う機能を華商公議會も有していたことを意味する。埋葬に関しては、開原附屬地においては満鉄によって火葬場と墓地が併設・運営されていたが、これは元々日本人居留民を対象とするものであり、また中国では一般的に死者を火葬にする習慣はなかった。衛生については、開原附屬地には満鉄医院があったがこれも本来日本人居留民のために設けられたものであり、中国人の来院者は少なく日本人来院者の半数以下であった。教育

に関しても、開原附屬地には小学校にあたる満鉄運営の公学堂初級部があったが、貧しい中国人子弟を対象としたものではなかった〔南滿洲鉄道株式会社總裁室地方部残務整理委員会 1939b, 33-59〕。華商公議會は、こうした満鉄の対中国行政の不足部分を補う役割を担っていたのである。

さらに、華商公議會による社会公共事業は附屬地内に限定されたものではなく、附屬地外小孫家台にも及んでいた。本来小孫家台は開原附屬地に隣接しているとはいえ中国側行政地域であり、それらの社会公共事業は開原県商會が担うべきものであった。しかし、小孫家台は開原附屬地の発展に伴い形成された地域であり、開原城は小孫家台から距離的に離れた場所にあったため、開原県商會の影響力が小孫家台まで及ばなかった。また、すでに述べたとおり、開原城は附屬地にその繁栄を奪われ、多くの華商も附屬地を拠点に活動しており、開原県商會の勢力は衰退していた。一方、共同墓地用地の購入や医院・学校の設立など、すべての費用が華商公議會の資金で賄われていたことから分かるように、華商公議會は附屬地の発展とともに相当な資力を備えた商業団体へと成長し、またその活動範囲も附屬地の境界を越えた地域社会を包含する存在となっていた。そして開原県公署もまた、学税の場合に見られるように附屬地外での華商公議會の活動を容認し、行政の一部を補助する存在として認めていたのである。

## おわりに

満鉄附屬地は中国東北地方南部において、中国人に対し新たな居住地域と一大就業機会を提

供するものだった。満鉄附属地へは多くの華商が流入し、商業上の必要性から商務会を設立した。こうした附属地商務会の設立は、附属地商業の発展を望む満鉄の意向に添うものでもあった。しかし、附属地商務会は日本の行政権下で活動し満鉄の附属地行政の一端を担っていたが、その構成人員はすべて中国人であり、中国側権力との関係を断絶することはなかった。華商公議会と頭道溝商務会は附属地において中国側諸税の代理徴収を行い、中国側権力との関係悪化を回避していた。また、華商公議会は附属地と中国側行政地域の境界を越えて社会公共事業を行い、中国側地方権力もその活動を認めていた。附属地商務会は日本の行政権下にありながら、中国側権力と敵対することなく、一定の関係を維持していたのである。

しかし、1920年代後半から張作霖および張学良政権の対日政策が次第に排日的になってくると、附属地商務会は微妙な立場に立たされることとなる。例えば、張作霖政権期の附属地における貨幣取引圧迫や附属地外搬出外国品への課税強化などは排日政策と呼ばれ在満日本人の強硬論を台頭させることとなった〔柳沢 1981〕。だが、それらの政策はまた附属地華商を対象とするものでもあった。また、張学良政権期には附属地華商に対する課税がより強化された〔南満洲鉄道庶務部調査課 1929〕。こうした状況下、附属地商務会はいかなる対応を迫られたのだろうか。また、本文中で示したように附属地商務会は設立条件によって中国側権力との関係に差異があった可能性があるが、そうした要因はそれらの対応にも影響を及ぼしたのだろうか。こうした排日政策下の附属地商務会の動向、および今回触れることのできなかつた開原・長春以

外の特産物集散地、および特産物集散地以外の附属地商務会の詳細（奉天・瓦房店など）については稿を改めて述べることにしたい。

（注1）長春は大豆などの穀物以外に吉林材や北満材の集散地でもあったが、1920年代初頭における附属地の中国人材木商は穀物商58戸に対してわずかに4戸であった〔満蒙文化協会 1922, 19-20〕。また、長春附属地の材木商が日中合同で設立した長春材木同業組合に参加していたのは徳昌林業公司与廣遠盛の2店のみであり、長春附属地華商間で材木商の勢力は大きくなかつたと考えられる〔南満洲鉄道株式会社庶務部調査課 1928a, 155〕。

（注2）牙税とは、穀物問屋、雑貨問屋、船舶問屋、運送問屋、およびその他貨物の保管、輸送、納税代弁売買の媒介等に関し手数料を徴収する商店（牙店）に対し、その手数料に応じて課される税である〔南満洲鉄道株式会社庶務部調査課 1928c, 335〕。現在のところ附属地の華商が牙税を納税していたことを示す史料は発見していないが、そのまま引用した。なお、引用した史料はすべて銷場税に関する内容であり、他の個所で牙税についての言及はない〔劉 1917〕。

## 文献リスト

< 日本語文献 >

- 石田興平 1964. 『満洲における植民地経済の史的展開』ミネルヴァ書房.
- 泉廉治 1912. 『長春事情』長春日報社.
- 稲田増編 1913. 『現代支那名士鑑』大陸社(復刻版1999年, 日本図書センター).
- 内海治一 1921. 「満鉄附属地商務会に就て『満蒙之文化』第2年第9号(5月)15-21.
- 外務省 1965. 『日本外交年表並主要文書 上巻』原書房.
- 外務省通商局 1915a. 「長春に於ける取引所の現状」『通商公報』(179)(1月)3-12.
- 1915b. 「開原に於ける大豆取引概況」『通商公報』(193)(3月)1-4.
1920. 「長春事情」大正7年9月10日附長春領

- 事館報告『滿洲事情第一輯(第二回)』(復刻版1991年 大空社)。
- 加藤與之吉 1926.『南滿洲鐵道株式会社土木十六年史』南滿洲鐵道株式会社地方部土木課。
- 倉橋正直 1980.「當口の公議會」『歴史学研究』(481)(6月)18-32。
- 小石春生 1926.『滿洲公主嶺』公主嶺事情編纂所。
- 小村外務大臣 1909.「在本邦英國大使賜暇歸國際シ外務大臣ヨリ日清間ノ諸案件説明ノ件」明治42年5月24日 外務省編『日本外交文書 第四十二卷第一冊』。
- 斯波義信 2002.『中国都市史』東京大学出版会。
- 田中在鉄嶺領事 1924.「附屬地内支那商ニ対スル支那側課税ニ関スル件」大正13年10月15日(外務省記録「支那地方税賦課ニ関スル交渉事件雜件 別冊 不当課税雜件 滿蒙ノ部」(3.14.4.17-2-2)。
- 田中囑託 1910.「鉄開原商業事情」明治43年2月9日調査(外務省記録「鉄嶺領事報告書」(6.1.6.74)。
- 田辺種治郎編 1924.『東三省官紳録』東三省官紳録刊行局(復刻版1999年,日本図書センター)。
- 長春調査員 1926.『長春ニ於ケル華商市場並販売組織調査』南滿洲鐵道株式会社。
- 塚瀬進 1993.『中国近代東北經濟史研究 鐵道建設と中国東北經濟の变化』東方書店。
- 1997.「中国東北地域における日本商人の存在形態」『中央大学文学部紀要』(168)19-44。
- 中見立夫 2002.「歴史のなかの“滿洲”」『環』(10)79-87。
- 西在長春領事 1925.「不当課税問題調査報告ノ件」大正14年2月12日(外務省記録「支那地方税賦課ニ関スル交渉事件 別冊 不当課税問題調査一件」(3.14.4.17-1)。
- 松重充浩 2001.「植民地大連における華人社会の展開 一九二〇年代初頭大連華商団体の活動を中心に」曾田三郎編『近代中国と日本 提携と敵対の半世紀』御茶の水書房 107-137。
- 松原在長春領事 1911.「輸出大豆等二課税ノ有無ニ関スル件回答」明治44年3月7日(外務省記録「支那地方税関係雜件 滿洲ニ於ケル七四税」(3.14.4.10-1)。
- 滿蒙文化協會 1922.『長春沿革史』。
- 南滿洲鐵道株式会社 1907.「附屬地居住者規約」遼寧省檔案館編『南滿洲鐵道株式会社 社報』明治40年9月28日号外(1994年,柏書房)。
- 1913.「附屬地商務會通則」遼寧省檔案館編『南滿洲鐵道株式会社 社報』1756号 大正2年1月16日(1994年,柏書房)。
- 南滿洲鐵道株式会社編 1919.『南滿洲鐵道株式会社十年史』(復刻版1974年,原書房)。
- 編 1928.『南滿洲鐵道株式会社第二次十年史 下巻』(復刻版1974年,原書房)。
- 編 1930.『滿鉄鐵道營業貨物積卸に関する華工制度の沿革 上巻』(復刻版1987年,龍溪書舎)。
- 南滿洲鐵道株式会社庶務部調査課編 1928a.『吉林省之林業』。
- 編 1928b.『滿洲特産界に於ける官商の活躍』。
- 編 1928c.『吉林省の財政』。
- 編 1929.『滿鉄附屬地内に於ける支那側不当課税』。
- 南滿洲鐵道株式会社總裁室地方部残務整理委員會編 1939a.『滿鉄附屬地經營沿革全史 上巻』(復刻版1977年,龍溪書舎)。
- 1939b.『滿鉄附屬地經營沿革全史 下巻』(復刻版1977年,龍溪書舎)。
- 南滿洲鐵道株式会社地方部地方課編 1915.『滿鉄附屬地ニ於ケル特産物及ヒ貨幣取引市場ニ関スル調査報告』。
- 南滿洲鐵道株式会社調査課編 1910.『南滿洲經濟調査資料 第三』。
- 宮坂弘 1965.『滿鉄王国-鐵道附屬地』安藤彦太郎編『滿鉄 日本帝國主義と中国』御茶の水書房77-91。
- 柳沢遊 1981.「奉天における「奉天票暴落」問題と「不当課税」問題の展開過程 張作霖爆殺事件の歴史的前提」『經濟学研究』東京大学(24)12月)48-59。
- 1999.『日本人の植民地經驗 大連日本人商工業者の歴史』青木書店。
- 山内在長春領事 1918.「支那商務總會ニ関シ取調ノ件」大正7年1月10日(外務省記録「各国商業會

研究ノ一ト

議所關係雜件 支那別冊ノ部」(3.3.5.5-4-1).  
吉雄豊 1908.『鐵嶺商業区域』.  
<中国語文献>  
長春營業稅公所 1924.「一件為呈出送本年四月份征收  
稅款分劈月報由」民国13年5月6日(長春市档案  
館藏「長春營業稅公所档案」(116-0-334).  
開原華商公議會 1924.「開原駁華商会函稱購買義地免  
糧」民国13年4月10日(遼寧省档案館藏「開原縣  
公署档案」(JC99)第1356卷).  
李毅編 1929.『開原縣志』.  
劉彭壽吉林財政庁庁長 1917.「吉林省長公署為令財政  
庁加提長春頭道溝商会代征稅款事的訓令」民国6  
年12月25日(吉林省档案館藏「吉林省政府档案」  
(J101-6-851).  
『滿洲報』1927.「会立学校招生」12月21日.  
宓汝成 1980.『帝國主義与中国鐵路1847-1949』上海

人民出版社.  
彭沢益編 1995.『中国工商行會史料集 下卷』中華書  
局.  
曲曉范 2001.『近代東北城市的歷史變遷』東北師範大  
学出版社.  
『盛京時報』1915.「華商会襄助善举」6月11日.  
1919.「救濟療養所成立」6月22日.  
1924.「新設立兩級小学」5月9日.  
虞和平 1993.『商会与中国早期現代化』上海人民出版  
社.  
中国第二歷史档案館編1991.『中華民國史档案史料彙  
編 第三輯農商(二)』江蘇古籍出版社.  
(愛知大学大学院中国研究科博士後期課程,2003年  
11月10日受付,2004年6月1日レフェリーの審査を經  
て掲載決定)